

令和5年度

宇佐市農業委員会
第3回(6月)定例総会議事録

宇佐市農業委員会

宇佐市農業委員会第3回定例総会会議録

令和5年7月5日（水）午前9時30分より宇佐市役所23会議室において会長が第3回（6月）定例総会を招集した。

本日の出席委員は次の通りであった。

議長 菅原 維範 会長

2番	安倍 隆司	委員	3番	西 時行	委員	4番	久保 公志郎	委員
5番	永松 徳章	委員	7番	萩原 久邦	委員	8番	久保田 昭廣	委員
9番	安部 正博	委員	10番	川谷 正一	委員	11番	佐藤 俊徳	委員
12番	河野 一雄	委員	13番	永岡 卓巳	委員	14番	丹生 猛	委員
15番	塚崎 正和	委員	17番	池田 雅彦	委員	18番	安藤 宝太	委員
19番	阿部 善浩	委員						

欠席委員

6番 安部 仲雄 委員

事務局

石川事務局長、山末次長兼農政係総括、遠嶋農地係総括、農地係庄部主任

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案 第14号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案 第15号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案 第16号 計画変更について
議案 第17号 非農地証明願について
議案 第18号 宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について
議案 第19号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について
議案 第20号 農業委員の辞任について
議案 第21号 農業委員の公募について

- 報告 第10号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告 第11号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の
解約通知について
報告 第12号 2a未満の農業用施設用地への転用の届出について

事務局 長 定刻となりましたので、ただ今から令和5年度第3回6月の定例総会を開会いたします。

6番 安部 仲雄 委員より欠席の旨通知がありましたので、ご報告いたします。

ただ今の出席委員は18名中17名で、宇佐市農業委員会会議規則第10条の定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、会議規則第8条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、菅原会長にお願いいたします。

議長 皆さんおはようございます。(あいさつ)

それでは、これより議事に入ります。

まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

宇佐市農業委員会会議規則第41条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

【異議なしの声あり】

議長 それでは、議事録署名委員は、7番 萩原 久邦 委員、8番 久保田 昭廣 委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の庄部主任を指名いたします。

以上で、日程第1を終わります。

それでは、日程第2の議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの 地区別各条申請総括表をお開きください。

議案第14号3条許可申請は21件で、地区毎の内訳は、

長洲地区1件、2筆、4,110㎡、宇佐地区2件、19筆、14,517㎡、四日市地区10件、13筆、12,697㎡、安心院地区7件、53筆、42,243㎡、院内地区1件、1筆、191㎡となっております。

2ページをお開きください。

議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」

農地法第3条第1項及び同法施行令第3条第1項の規定によ

り、別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和5年7月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範
3ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

4ページをお開きください。

宇佐地区です。

宇佐地区 番号1 【議案書番号宇佐1朗読】

贈与による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、親戚である譲受人が農地を取得するものです。

宇佐地区 番号2 【議案書番号宇佐2朗読】

贈与による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、親戚である譲受人が農地を取得するものです。

6ページをお開き下さい。

四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

売買による所有権移転です。

譲受人の要望で、譲受人が購入する宅地の隣接農地を取得するものです。

四日市地区 番号2 【議案書番号四日市2朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、譲受人が運営するこども園で利用するため農地を取得するものです。

四日市地区 番号3 【議案書番号四日市3朗読】

贈与による所有権移転です。

夫から妻へ農地を贈与するものです。

四日市地区 番号4 【議案書番号四日市4朗読】

贈与による所有権移転です。

親戚間で農地を贈与するものです。

四日市地区 番号5 【議案書番号四日市5朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、譲受人が所有する農地の隣接農地を取得するものです。

番号6と7は同じ譲受人で関連がありますので、一括して説明させていただきます。

四日市地区 番号6 【議案書番号四日市6朗読】

四日市地区 番号7 【議案書番号四日市7朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

四日市地区 番号8 【議案書番号四日市8朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が高齢で労力不足のため、譲受人が所有する農地の隣接農地を取得するものです。

四日市地区 番号9 【議案書番号四日市9朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

8ページをお開きください。

四日市地区 番号10 【議案書番号四日市10朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

9ページをご覧ください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

安心院地区 番号2 【議案書番号安心院2朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、譲渡人の要望により譲受人が農地を取得するものです。

10ページをお開きください。

安心院地区 番号3 【議案書番号安心院3朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、譲渡人の要望により譲受人が農地を取得するものです。

12ページをお開きください。

安心院地区 番号4 【議案書番号安心院4朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

安心院地区 番号5 【議案書番号安心院5朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

安心院地区 番号6 【議案書番号安心院6朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、譲受人が購入する宅地の隣接農地を取得するものです。

安心院地区 番号7 【議案書番号安心院7朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人の破産手続開始のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

14ページをお開きください。

院内地区です。

院内地区 番号1 【議案書番号院内1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足ため、譲渡人の要望により譲受人が農地を取得するものです。

以上、全件とも担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われるため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

長洲・宇佐地区審議会を令和5年6月30日午前9時30分より、本庁2階25会議室において、農業委員5名中5名、農地利用最適化推進委員6名中6名出席のもと開催いたしました。

議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」

長洲地区1件、宇佐地区2件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

議長 長 駅川・四日市地区をお願いします。

安倍地区審副会長 はい、議長。2番 安倍です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

駅川・四日市地区審議会を令和5年7月3日午前9時より、本庁2階25・26会議室において、農業委員6名中6名、農地利用最適化推進委員12名中10名出席のもと開催いたしました。

議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」

四日市地区10件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

議長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

安心院・院内地区審議会を令和5年6月29日午前10時より、院内支所 多目的ホールにおいて、農業委員7名中6名、農地利用最適化推進委員11名中10名出席のもと開催いたしました。

議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」

安心院地区7件、院内地区1件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第14号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題に供します。

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの総括表をお開きください。
議案第15号 5条許可申請は6件となっています。
地区ごとの内訳は、宇佐地区1件、1筆、492㎡、駅川地区2件、5筆、1,454㎡、四日市地区1件、1筆、1,040㎡、院内地区2件、3筆、1,637㎡となっています。

15ページをお開きください。

議案15号「農地法第5条の規定による許可申請について」
農地法第4条第1項及び同法施行令第7条第1項の規定によ

り、別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和5年7月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範
16ページをお開きください。

宇佐地区です。

宇佐地区 番号1【議案書番号宇佐1朗読】

贈与による所有権移転です。

貸資材置場用地としての転用で、転用者が代表を務める会社の資材置場として整備する計画です。

立地基準としては、道路等によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えることから第3種農地に該当すると考えます。第3種農地の転用は、許可をすることができることとなっております。

17ページをお開きください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1【議案書番号駅川1朗読】

永年の使用貸借権の設定です。

21ページの議案第16号、農地転用事業計画変更申請の駅川地区番号1で後述しますが、当初は当初計画者が自己住宅を建築する計画でしたが、当初計画者の息子が自己住宅を建築することになったため、計画変更し自己住宅を建築する計画です。

立地基準としては、都市計画法で定める第1種住居地域に用途地域指定された土地であり、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができることとなっております。

駅川地区 番号2【議案書番号駅川2朗読】

売買による所有権移転です。

21ページの議案第16号、農地転用事業計画変更申請の駅川地区番号2で後述しますが、当初は譲渡人が建売住宅を建築する計画でしたが、物価高騰等のため計画遂行が困難となったため、計画変更し譲受人が共同住宅1棟を建築する計画です。

立地基準としては、水道管と下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請地からおおむね500m以内に2つの教育施設、医療施設があることから第3種農地に該当すると考えます。第3種農地の転用は、許可をすることができることとなっております。

18ページをご覧ください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1【議案書番号四日市1朗読】

売買による所有権移転です。

共同住宅としての転用で、共同住宅1棟を建築する計画です。

立地基準としては、道路等によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えることから第3種農地に該当すると考えます。第3種農地の転用は、許可をすることができるこ

ととなっております。

19ページをお開きください。

院内地区です。

院内地区 番号1【議案書番号院内1朗読】

売買による所有権移転です。

農業用施設用地への転用で、駐車場及び農業用資材置場として整備する計画です。

立地基準としては、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地で、農用地区域内農地に該当すると考えます。農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであることから許可することができるものと考えます。

院内地区 番号2【議案書番号院内2朗読】

16ヶ月間の賃貸借権の設定です。

資材置場用地への一時転用で、高速道路工事用資材置場として整備する計画です。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行われるものであることから許可することができるものと考えます。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の説明を終わります。

以上で議案の説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」

宇佐地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていることを確認ができましたので、許可相当と意見決定いたしました。

議長 長 駅川・四日市地区をお願いします。

安倍地区審副会長 はい、議長。2番 安倍です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」
駅川地区2件、四日市地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていることを確認ができましたので、許可相当と意見決定いたしました。

議長 安心院・院内地区をお願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」
院内地区2件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていることを確認ができましたので、許可相当と意見決定いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第15号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第15号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第16号「農地転用事業計画変更申請について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの総括表をお開きください。議案第16号農地

転用事業計画変更申請は、駅川地区 2 件、5 筆、1,454㎡です。

20 ページをお開きください。

議案第 16 号「農地転用事業計画変更申請について」

農地法関係事務処理要領第4の6の(3)のエに基づき、別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和 5 年 7 月 5 日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

21 ページをお開きください。

駅川地区です。

駅川地区 番号 1 【議案書番号駅川 1 朗読】

議案第 15 号農地法第 5 条申請の駅川地区番号 1 の説明にて、触れさせていただいた事業計画変更申請になります。申請地は令和元年 11 月 11 日に、一般住宅として転用許可を受けていましたが、事業継承者からの申し出により当初計画者から事業継承者に転用者を変更して、事業計画変更申請を行うものです。なお、申請地は当初の転用申請にて第 3 種農地と判断されています。

駅川地区 番号 2 【議案書番号駅川 2 朗読】

議案第 15 号農地法第 5 条申請の駅川地区番号 2 の説明にて、触れさせていただいた事業計画変更申請になります。申請地は令和 4 年 3 月 10 日に、建売住宅として転用許可を受けていましたが、当初計画者から物価高騰などにより事業継続が困難となったとの申し出があり、事業継承者が共同住宅建築に計画変更して、事業計画変更申請を行うものです。なお、申請地は当初の転用申請にて第 3 種農地と判断されています。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、変更後の転用事業が変更前と比べて必要性があると認められること等の確認を行いました。このことから計画を変更しても特に問題はないと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

駅川・四日市地区お願いします。

安倍地区審副会長 はい、議長。2 番 安倍です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第 16 号「農地転用事業計画変更申請について」

駅川地区 2 件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

本件は、事務局から詳しい説明があったとおりです。

変更後の転用事業により、周辺の農業等に及ぼす影響が、変更前と比べて同程度と認められること等が確認できましたので計画の変更を認めるものと意見決定しました。

- 議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ただいまの、事務局説明及び地区審議会からの説明について、
発言のある方は挙手願います。
- (質問、意見なし)
- 議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第16号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、
挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議 長 全員賛成ですので、議案第16号は原案のとおり計画変更を認
めるものとして許可することに決定いたしました。
次に議案第17号「非農地証明願について」を、議題に供しま
す。事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 議案書1ページの総括表をお開きください。
議案第17号非農地証明願は、18件で、地区ごとの内訳は、
長洲地区2件、2筆、1,273㎡、宇佐地区3件、3筆、1,337
㎡、駅川地区5件、22筆、8,167㎡、四日市地区3件、3筆、
948㎡、安心院地区5件、74筆、36,385㎡となっています。
22ページをお開きください。
議案第17号「非農地証明願について」
農地法第2条第1項の対象とならない土地について、非農地証
明の願出があったので審議を求める。
令和5年7月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範
23ページをお開きください。
長洲地区です。
長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】
昭和47年6月頃から宅地の一部として利用しているため非農
地証明願を行うものです。
長洲地区 番号2 【議案書番号長洲2朗読】
平成28年頃から池沼化しているもので、農地への復旧が困難
であるため非農地証明願を行うものです。
24ページをお開きください。
宇佐地区です。
宇佐地区 番号1 【議案書番号宇佐1朗読】
平成22年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難
であるため非農地証明願を行うものです。
宇佐地区 番号2 【議案書番号宇佐2朗読】

平成元年2月頃から雑種地として利用しているため非農地証明願を行うものです。

宇佐地区 番号3 【議案書番号宇佐3朗読】

農地法施行以前の昭和19年頃から宅地として利用しているため非農地証明願を行うものです。

25ページをご覧ください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

平成25年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

駅川地区 番号2 【議案書番号駅川2朗読】

平成12年6月頃から用悪水路として利用しているため非農地証明願を行うものです。

駅川地区 番号3 【議案書番号駅川3朗読】

平成12年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

26ページをお開きください。

駅川地区 番号4 【議案書番号駅川4朗読】

平成12年6月頃から公衆用道路として利用しているため非農地証明願を行うものです。

駅川地区 番号5 【議案書番号駅川5朗読】

平成3年2月19日付、農地法第5条許可済みのため非農地証明願を行うものです。

28ページをご覧ください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

農地法施行以前の昭和18年頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。

四日市地区 番号2 【議案書番号四日市2朗読】

平成5年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

四日市地区 番号3 【議案書番号四日市3朗読】

平成2年3月頃から雑種地として利用しているため非農地証明願を行うものです。

29ページをご覧ください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】

昭和42年頃から雑種地として利用しているため非農地証明願を行うものです。

31ページをお開きください。

安心院地区 番号2 【議案書番号安心院2朗読】

平成25年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難

であるため非農地証明願を行うものです。

34ページをお開きください。

安心院地区 番号3 【議案書番号安心院3朗読】

昭和33年頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。

安心院地区 番号4 【議案書番号安心院4朗読】

昭和33年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

安心院地区 番号5 【議案書番号安心院5朗読】

昭和33年頃から墓地として利用しているため非農地証明願を行うものです。

以上、担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、非農地化していること、農地法第51条の規定による処分の対象となっていないことが確認できましたので非農地証明の発行基準に該当しているものと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。
議案第17号「非農地証明願について」
長洲地区2件、宇佐地区3件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。
申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議長 長 駅川・四日市地区をお願いします。

安倍地区審副会長 はい、議長。2番 安倍です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。
議案第17号「非農地証明願について」
駅川地区5件、四日市地区3件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。
申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議長 長 安心院・院内地区をお願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第17号「非農地証明願について」

安心院地区5件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

河野委員 はい、議長。

安心院地区番号5番について、登記地目は畑、現況地目は墓地となっていますが、地区審議会で『現状が農地ではないことを証明するものなので、申請上問題ない』旨の説明がありましたが、そもそも墓地というのが、正式な手続きを踏んで作らなければならないものだと思います。この点について、事務局はどう考えていますか。

事務局長 はい。議案書の22ページに記述がありますように、この場で議案としてご審議いただいているのは、農地法第2条第1項の対象とならない土地であるか否か、ということになります。その判断のために、農地利用最適化推進委員と事務局職員で現地を確認し、墓地であった、すなわち農地ではなかったということをご判断いただいた、というのが本議案の内容となりますので、申請上は問題ないとのこと説明をした次第です。しかしながら委員ご指摘のとおり、この後、墓地に関する法律その他の法律については、農業委員会として指導的立場というよりも、然るべく所管の部署で関連法令に基づいて適正な手続きを行っていただくべきものと考えております。

河野委員 わかりました。

議長 他に質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第17号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局 全員賛成ですので、議案第17号は原案のとおり証明書を発行することに決定いたしました。

次に、議案第18号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」を、議題に供します。

それでは事務局より説明をお願いします。

36ページをお開きください。

議案第18号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

(旧)農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より別紙のとおり農用地利用集積計画(案)の決定について依頼があったので審議を求める。

令和5年7月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

37ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集積計画は集計表 朗読】

内容につきましては、38ページ以降のようになっております。続きまして、42ページをお開きください。農地中間管理事業による利用権設定です。

【集積計画は集計表 朗読】

詳細につきましては、43ページ以降のようになっております。続きまして、61ページをお開きください。農地売買等支援助事業による所有権移転です。

【所有権移転集計表 朗読】

詳細につきましては、62ページ以降のようになっております。

以上、計画の内容は、市の基本構想に適合すること、利用権の設定を受ける者が、農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること、必要な農作業に常時従事すること等、(旧)農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ありがとうございます。

ただ今の説明に関して、各地区審議会から、地区審議の結果並びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第18号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

て」

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであることなどが確認できました。

農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。

また、農地売買支援事業での所有権移転の売買価格についても、周辺地域での取引事例から適正価格であると考えます。

よって、本地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定しました。

議長 駅川・四日市地区お願いします。

安倍地区審副会長 はい、議長。2番 安倍です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第18号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであることなどが確認できました。

農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。

また、農地売買支援事業での所有権移転の売買価格についても、周辺地域での取引事例から適正価格であると考えます。

よって、本地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定しました。

議長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第18号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであることなどが確認できました。

農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。

また、農地売買支援事業での所有権移転の売買価格についても、周辺地域での取引事例から適正価格であると考えます。

よって、本地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定しました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第18号について、原案のとおり決定することに賛成の
方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第18号は原案のとおり決定し、市長
にその旨を通知いたします。

次に、議案第19号「宇佐市農用地利用集積等促進計画（案）
に対する意見について」を、議題に供します。事務局より説明を
をお願いします。

事 務 局 69ページをお開きください。

議案第19号「宇佐市農用地利用集積等促進計画（案）に対す
る意見について」

農用地利用集積等促進計画（案）を別紙のとおり策定するた
めに、農地中間管理機構より、農地中間管理事業の推進に関する法
律第18条第3項の規定に基づく依頼があったため、農業委員会
の意見を求める。

令和5年7月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

70ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集積等促進計画は集計表 朗読】

詳細につきましては、71ページ以降のようになっておりま
す。

先ほどの農用地利用集積計画（案）で農地中間管理機構が貸手
から借受けた農地を、この農用地利用集積等促進計画（案）にて
担い手へ貸付ける内容です。これは、農地中間管理事業の推進に
関する法律により、農業委員会の意見を聴くものとされていま
す。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 ありがとうございます。

ただ今の説明に関して、地区審議会から、地区審議の結果並び
に補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第19号「宇佐市農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」

長洲地区、宇佐地区の農用地利用集積等促進計画(案)の内容について審議いたしました。当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区お願いします。

安倍地区審副会長 はい、議長。2番 安倍です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第19号「宇佐市農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」

四日市地区の農用地利用集積等促進計画(案)の内容について審議いたしました。当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第19号「宇佐市農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」

安心院地区の農用地利用集積等促進計画(案)の内容について審議いたしました。当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第19号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 長 全員賛成ですので、議案第19号は原案のとおり承認しました。

次に、議案第20号『農業委員の辞任について』を、議題に供

します。事務局より説明をお願いします。

事務局 89ページをお開き下さい。
議案第20号『農業委員の辞任について』、農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定により、別紙のとおり農業委員の辞任について、委員会の同意を求める。
令和5年7月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

(事務局説明)

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第20号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第20号は原案のとおり承認いたしました。
次に、議案第21号『農業委員の公募について』を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 別綴じの議案第21号をご覧ください。
議案第21号『農業委員の募集要項について』、農業委員会等に関する法律第9条第1項の規定に基づき、別紙募集要項により募集を開始してよいか同意を求める。
令和5年7月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

(事務局説明)

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第21号について、駅川・四日市審議会の協議をふまえ、新任の農業委員の募集を行なわないことに賛成の方は、挙手をお

願います。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第21号は新任の農業委員の募集を行なわないことに決定いたしました。

以上で審議案件は終了いたしましたので、報告事項に入ります。報告第10号から12号を一括して事務局より説明願います。

事務局 それでは、一括してご報告させていただきます。

議案書の91ページをお開きください。

報告第10号「農地法第3条の3の規定による届出について」農地法第3条の3第1項及び同法施行規則第21条の規定による届出については受理したので、ここに報告する。

令和5年7月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範
内訳は92ページからの13件がございました。

地区毎の内訳は、長洲1件、8筆、7,323㎡、宇佐地区2件、16筆、12,790㎡、四日市地区2件、6筆、4,233㎡、安心院地区8件、62筆、59,712㎡となっています。

内容につきましては記載のとおりでございます。登記等も確認できましたので、事務局で確認し、全件とも受理いたしました。

102ページをお開きください。

報告第11号「農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約通知について」

農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による通知があったので、ここに報告する。

令和5年7月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範
内訳は103ページからの38件がございました。

地区毎の内訳は、長洲地区5件、5筆、9,330㎡、宇佐地区3件、12件、22,372㎡、駅川地区4件、15筆、15,207㎡、四日市地区23件、60筆、75,300㎡、安心院地区3件、16筆、25,024㎡となっています。

内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局で確認し、書類を受理いたしました。

119ページをお開き下さい。

報告第12号「2a未満の農業用施設用地への転用の届出について」

農地法施行規則第29条第1号（農業用施設用地）として転用の届出があったので、ここに報告する。

令和5年7月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

内訳は120ページからの1件がございました。地区毎の内訳は、駅川地区1件、1筆、28㎡となっております。

内容につきましては記載のとおりでございます。農地法施行規則第29条の規定により農地の転用の制限の例外となっており、許可を要しない案件でありますので、申請内容等確認し、事務局で受理通知を交付いたしました。

以上で報告の説明を終わります。

議 長 　ただ今の報告第10号から12号について、質問、意見等、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

議 長 　質問等もないようですので、以上をもちまして本日の議案の審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。

その他の件について、発言があれば挙手をお願いいたします。

（発言なし）

議 長 　よろしいですか。それでは、事務局から連絡事項等があればお願いします。

事 務 局 　来月7月の令和5年度第4回定例総会は、8月7日月曜日、午前9時30分から本庁2階23会議室で行う予定にしておりますので、よろしくをお願いします。

なお、欠席をされる場合は、地区審議会も含め、早めのご連絡をくださるようお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、宇佐市農業委員会第3回定例総会を閉会いたします。

午前10時45分閉会

以上会議の次第を記録し事実相違ないことを証するため、記名捺印する。

令和5年7月5日

議 長 菅原 維範 ⑩

署名委員 萩原 久邦 ⑩

署名委員 久保田 昭廣 ⑩